

第一回福生市議会定例会会議録 (第二号)

昭和四十六年三月三日福生市議会議場に第一回福生市議会定例会が開催された。

出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|-------------|-------------|--------------|
| 一番 大沼秀伍 君 | 二番 加藤清一 君 | 三番 関 米吉 君 |
| 四番 小堀仁七 君 | 五番 森田秀雄 君 | 六番 高波 忠 君 |
| 七番 岩田 博 君 | 八番 中里元一 君 | 九番 大野行夫 君 |
| 十番 君 | 十一番 杉本皆雄 君 | 十二番 末次性男 君 |
| 十三番 小林暢吉 君 | 十四番 高橋千春 君 | 十五番 田村匡雄 君 |
| 十六番 中村国太 君 | 十七番 水谷清一 君 | 十八番 中西虎蔵 君 |
| 十九番 塩野鉄え助 君 | 二十番 伊東忠次郎 君 | 二十一番 松本平九郎 君 |
| 二十二番 石川繁治 君 | 二十三番 中沢弘之 君 | 二十四番 石川信義 君 |

一、欠席議員は次のとおりである。

十番 川杉重雄 君

一、欠員は次のとおりである。

一、議会議務局職員は次のとおりである。

議事局長 島田 猛 君 議事係長 須崎 進 君 主事 市川昭利 君

一、地方自治法第二百二十一条の規定による出席説明員は次のとおりである。

市長 石川常太郎 君 助役 篠崎俊夫 君 収入役 橋本孝蔵 君

教育長 町田倍二 君 企画調査室長 大野忠一 君 企画調査室主任 生子国利 君

総務課長 高水 求 君 税務課長 田村忠雄 君 市民課長 森田 武 君

福祉事務所長 森田 猛 君 衛生課長 有藤多市 君 経済課長 中村 浩 君

建設課長 古谷徳男 君 都市計画課長 浅見裕康 君 水道課長 上野重勝 君

教育委員会庶務課長 内田和雄 君 教育委員会学務課長 井上久男 君 選挙管理委員会事務局長 乙津宗吉 君

一、本日の議事日程は次のとおりである。

日程第一 議案第七号 福生市営住宅条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第二 議案第九号 福生市消防団条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第三 議案第十二号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（審査報告）

日程第四 議案第十八号 昭和四十六年度福生市一般会計予算（審査報告）

日程第五 議案第十九号 昭和四十六年度福生市国民健康保険特別会計予算（審査報告）

日程第六 議案第二十号 昭和四十六年度福生市公益質屋会計予算（審査報告）

日程第七 議案第二十一号 昭和四十六年度福生市福生都市計画福生土地地区画整理事業

会計予算（審査報告）

日程第八 議案第二十二号 昭和四十六年度福生市と畜場会計予算（審査報告）

日程第九 議案第二十三号 昭和四十六年度福生市水道事業会計予算（審査報告）

日程第十 議案第二十四号 昭和四十六年度福生市公共用地会計予算（審査報告）

日程第十一 議案第二十六号 市道路線の変更について（審査報告）

日程第十二 議案第二十七号 市道路線の廃止について（審査報告）

日程第十三 議案第二十八号 市道路線の認定について（審査報告）

日程第十四 陳情第十四号 収益事業（競輪）の開催権の付与団体加入に関する陳情書

（審査報告）

日程第十五 議案第二十九号 福生市議会事務局設置条例の一部を改正する条例

日程第十六 議案第三十号 狭山火葬場組合を組織する地方公共団体の数の増加及び狭

山火葬場組合規約の変更について

日程第十七 議案第三十一号 昭和四十五年度福生市一般会計補正予算（第七号）

日程第十八 閉会中の継続審査申し出について

午前十時 開議

○議長（石川信義君） ただいまから昭和四十六年第一回福生市議会定例会（第二日目）の会議を開会いたします。
これより日程に入ります。

○議長（石川信義君） 本日の議会運営については議会運営委員会において検討されておりますので委員長から報告を願います。

議会運営委員長 仲沢弘之君
（議会運営委員長 仲沢弘之君 登壇）

○議会運営委員長（仲沢弘之君） ご指名がありましたので報告いたします。

初めにお礼を申し上げます。

去る三月九日に定例会が招集されて以来、十四日間にかたり、会期中市制の施行後初めての当初予算に取り組み、各委員会におかれては終始ご熱心にかつ慎重にご審議をいただき、審査報告もいただきまして誠にありがとうございました。

当委員会はこれら報告に基づいて、去る三月十九日午前九時、全委員の出席を得て議会運営委員会を開催し、最終日の議事運営について協議をし、検討の結果、日程の順序についてはお手元にご配付のとおりとすることに決定し、ご審議を願うことにいたしました。なお日程中オ十四までは各委員会に付託されました議案等の分で、上程のつと担当委員長から審査の経過と結果等について説明と報告がなされておりますので、よろしくお願いいたします。

ここで、新たに追加議案として三件提出されましたので、条例の改正、規約の変更、補正予算の順序で編成いたしました。いづれも詳細な説明を願うことにより、ご納得を得られるものと判断し、三件については当委員会として即決をご要望申しあげることと決定いたしましたので、審議に当たりましてはよろしくご配慮願いますようお願い申し上げます。

なお、総務、厚生、両委員会の審査未了の四件の閉会中の継続調査申し出もありましたので、お含みおき願います。

以上簡単に申しあげましたが、議員各位のご協力をいただき、本

日をもってわ一回定例会が無事終了できますことをお願い申し上げます。

まして報告いたします。

議長（石川信義君） たいま報告されましたとおり、本日の議事を進めますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

議長（石川信義君） この際報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

（島田議会事務局長報告）

- 一、議案の送付について（別添参照）
 - 二、議案、陳情審査報告書の受理について（別添参照）
 - 三、閉会中の継続審査申し出について（別添参照）
 - 四、監査の結果報告書（別添参照）
 - 五、監査の結果報告について（別添参照）
 - 六、一月分例月出納検査実施結果報告（別添参照）
- 議長（石川信義君） 以上で報告は終了しました。

議長（石川信義君） 日程第一議案第七号 福生市営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案は総務委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。 総務委員長 末次性男君

（総務委員長 末次性男君 登壇）

・総務委員長（末次性男君） 本案の審査について概要の説明を申し上げます。

本案の審議については担当課長の説明を求めました。

それによると、四十六年四月一日の政令施行によるもので、最近の勤労者収入増と物価上昇の現況から公営住宅と公社、公団住宅との間でギャップが生じ、公社、公団住宅においては入居資格基準は夫婦と子供二人の四大家族の場合七万九千円から八万円となり、現在の第一種市営住宅においては入居資格基準をオーバerv、公社、公団にも入れないことになる。そこで政府においては入居基準の限度額の増額をしたもので、これらに合わせて金額の数値を変えるもので、そのほかについては変わるものではない。さらに細かい数字について説明を受けた後、質疑に入り、入居者の

収入の最高、最低については最高十三万円台三戸、一戸以下三戸ある。付加使用料の納入は家賃の四〇％で最高四千六百七十円で該当者は百五戸ある。空家については以前改築等のためまえから入居を控えておくといった^かかどうかについては、現在、都市計画区画整理事業などで仮住居用として三戸あけており、うち一戸は現在使用していない。今回の一部改正で入居基準は緩和されるが家賃は変わらない。収入超過者の明け渡しは努力義務であり、心得集を全戸に発送している。修繕費などかさんできているが、このための家賃の改訂は他市町村でもしていないので考えていない。修理費は六十万から七十万円程度のものから順に修理している。——との質疑応答があり、当委員会としては原案を可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞご審議のうえご可決くださいますよう、お願いいたしまして報告いたします。

議長（石川信義君） 以上で委員会の審査報告は終わりました。

これより委員会報告に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長(石川信義君) 以上で質疑は終了します。

議長(石川信義君) 二番加藤清一君

二番(加藤清一君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案オ七号については討論を省略し、委員会報告とあり決定されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) おはかりいたします。ただいま加藤清一君から所

定の賛成者を得て、本案は討論を省略し、委員会報告とあり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するにご要議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。よって議案オ七号福生市営住宅条例の一部を改正する条例は委員会報告とあり可決をいたしました。

議長(石川信義君) 次に、日程オ二議案オ八号福生市消防団

条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。総務委員長末次性男君

(総務委員長末次性男君登壇)

総務委員長(末次性男君) 本案の審査について概要の説明をいたします。

本案の審議についてまず担当課長の説明を求めました。

それによると、今回の一部改正は福生市の消防団員に対する報酬及び費用弁償の改正で、これらは消防団幹部との意見交換などによるもの(一部待遇改善と市制施行後の他市との均衡上提案したものである。報酬においては団長年額四万円であったものを五万円に、以下それぞれの階級に応じ増額し、団員においては年額三千円を五千円にそれぞれ改めようとするものであります。また費用弁償において団員が職務のために火災出勤、訓練出勤、特別警戒出勤について三百円だったものを五百円に改めようとするもので、これらは四十五年度における青梅市と同額、羽村町についても同額に改訂する模様で

あり、また北多摩地区の市街化地区にはこれらのものはないが、それらの中で高いものは団長の報酬で小平市十万円、国分寺市八万六千円、小金井市九万六千円、低いものは八王子市の二万五千円などがあるとの説明があり、質疑に入り、消防団の役員改選は来年三月である。出勤回数は最近一九番に出火報が入るとサイレンを鳴らしており、火災出勤、訓練出勤、警戒出勤を含め、四十五年一年間に百九十回、延べ六千九百八十八人が出勤している。——などの質疑応答があり、当委員会としては原案を可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞご審議のうえご可決くださいますようお願いいたしますと報告といたします。

○議長(石川信義君) 以上で委員会の審査報告は終了しました。

これより委員会報告に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) 以上で質疑は終了します。

○議長(石川信義君) 二番加藤清一君

○二番(加藤清一君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第九号については討論を省略し、委員会報告とあり決定せんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) おほりいたします。ただいま加藤清一君から所

定の賛成者を得て、本案は討論を省略し、委員会報告とあり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するに
ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。よって議案第九号福生市消防団条例の一部を改正する条例は委員会報告とあり可決をいたしました。

○議長(石川信義君) 日程第三議案第九号財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例を議題といたします。

本案については総務委員会に付託してありますので委員長から報告

を願います。 総務委員長 末次性男君

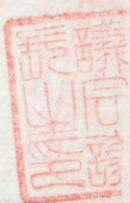
(総務委員長 末次性男君 登壇)

。総務委員長(末次性男君) 本案の審査について概要の説明を申しあげます。

本案の審議につきましては、担当課長に説明を求めました。

この条例は新設条例で普通財産の交換、譲与又は減額譲渡、確
利金の減免、貸付以外の方法による使用、物品の交換、物品の譲与
又は減額譲渡、物品の無償貸付または減額貸付等について詳
細の説明が、あつて質疑に入り、自治法第二百三十七条の議会の議
決は必要なくなるのかとの質疑に対し、この条例があればよいとい
うものではなく、あくまでも範囲内についての運用するものである。

通則のうちの「別に定めるもの」とは市においては現在職員住宅た
けであり、行政財産は、あつたの別に規定している。近く移動する消防
署の跡は、借地権は別であり、この条例外のものである。金額の多少
については、地方自治法施行令百三十一條の二の条項に準ずる。この
条例の施行については、自治省より準則が示されたものである。



この条例施行の場合、これによる扱いが現在あるかの質疑に対し、いま
ところ特にないが、物品について福祉事務所関係で社協の自動車が該当
する。――などの質疑応答あり、当委員会とは原案を可決すべきもの
と決定した次第であります。

何とぞご審議のうえご可決くださるようお願いいたしまして報告といたし
ます。

議長(石川信義君) 以上で委員会の審査報告は終了しました。

これより委員会報告に対する質疑を行ないます。

(「要議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) 以上で質疑は終了します。

議長(石川信義君) 二番加藤清一君

。二番(加藤清一君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となつております議案第九十二号については討論を省略し、
委員会報告のあり決定されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) おはかりいたします。ただいま加藤清一君

から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し、委員会報告とあり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。よって議案第十六号財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例は委員会審査報告とあり可決をいたしました。

議長(石川信義君) 次に、日程第四議案第十六号昭和四十六年度福生市一般会計予算を議題といたします。

本案については各委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。最初に総務委員長末次性男君

(総務委員長 末次性男君 登壇)

。総務委員長(末次性男君) 昭和四十六年度福生市一般会計予算(才入及び才出予算のうち総務委員会所管分)、本案の審査について概要の説明をいたします。

本予算案の総務委員会所管分については才入、才出に分けて案議することにし、それぞれ担当の主幹、課長から内容の説明を求めました。

まの才入について、市税のうち市民税については個人において前年度の当初に比較して五十八%の伸びで、その理由について説明を受け、課税に当たっては四十五年度の課税状況調査をもとにして、法改正による課税最低限の引き上げによる減税等を考慮して算定した。また法人においては、課税の算定は慎重を期し伸びは少なくみた。固定資産税においては農地転用、その他の理由により増額が見込まれた。軽自動車税においては過去の実績による伸びにより二%増えている。市たばこ消費税、電気ガス税、都市計画税等はそれぞれ算定して若干の伸びを見込んでいる。自動車取得税交付金については自動車売上高の減少により減額となっている。国庫支出金等については老人保護措置費として十八名の老人施設措置費負担金、生活保護費十分の八の負担金など新しく計上された。その他才入全般にわたり説明を受けた後、質疑に入り、固定資産

税に対する新築家屋の三年間の増加。電気ガス税の免税点の引き上げがされても算定に間違いはないか。市有地の財産管理について私人に貸し付けられている土地については、区画整理の事業が進んでおり、換地の時点が明確にしていきたい。各才入を一ぱいにみているというが、人件費、土地開発基金等多額の支出が予想されるが、競輪事業による収益は確実であるか。市の財産、発道地等については未解決になさるがどのようなように考えているか等の質疑応答がなされ、続いて才出に移り、担当課長より説明を求め、総務費をはじめとする各課目について詳細なる説明を受けた後、質疑に入り、青梅線、五日市線改善運動もよいが、国鉄の合理化によりサービスに欠け、増発の目的は達せられても市民の安全確保が欠けている。この運動についても押し進められたい。地震等大きな災害が発生したときに消火栓が使用不能となった場合、貯水槽が市民のために十分足りるものであるかについて、設置場所に苦慮している。これらの土地は有償とし百基ほどあるが不足しており毎年三基ほど増設している。そのような有事の際に備え、消火栓一辺倒ではなく、今後貯水槽増設

を進めていく。広報の配布は四十六年度から市内全世帯に配布する。火災報知器の設置については検討していきたい。公衆便所の設置についてはすぐ行われ管理面で苦慮している。建物の地下に貯水槽を設置することについては、いろいろ問題があるが前向きで検討する。防犯灯の設置は町会の意欲が必要だが検討していく。一部加美平区画整理内には東電の補助もあり二十灯ほど設置したい。商店街については防犯より商業振興の補助的考えもあり、経費の三割を負担していく。各市において教育指導主事が不足しているというが、古い市では二名あり、福生市をはじめ六市は二月から二名派遣される。給食センターはオオ小学校の誕生、増加が激しく、中学校が完全給食となると一層増加をみると思うが、他の場所に移設の考え方については、PTA、先生の意見の一致をみず現在調査を命じている。給食センターとあるか各学校とあるか問題があるが、給食センターの場合は機械化による一人分ぐういとし、下河原の確保を考えている。仮称市民文化スポーツセンター建設に反対ではないが、下河原開発、学校の改修、増築、下水道の設置等々市全般にわたる経費の増大するものが山積